

平成29年第1回（3月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料【所管事務調査】

新上越斎場建設事業について	・・・・・・・・	1
新上越斎場建設事業に係る地域協議会への説明資料（第1回）	・・・・・・・・	資料1
新上越斎場建設事業に係る地域協議会への説明資料（第2回）	・・・・・・・・	資料2



## 新上越斎場建設事業について

### 1 柿崎区、大潟区、吉川区の各地域協議会との協議状況

新上越斎場の建設に向けて、本年1月・2月に柿崎区、大潟区及び吉川区で開催された地域協議会の会議において、以下のテーマ（別添の資料1・2）により、説明と意見交換を行なった。

#### ○ 第1回

- ・ テーマ「火葬場施設（建築物）及び火葬炉設備の更新時期について」
- ・ 開催日：柿崎区 1/17、大潟区 1/26、吉川区 1/27

#### ○ 第2回

- ・ テーマ「斎場の市民への影響について」
- ・ 開催日：柿崎区 2/14、吉川区 2/16、大潟区 2/25

### 2 各地域協議会における主な意見

- 近隣の頸北斎場が廃止されると、今よりも不便になる。また、葬儀に関連する日程や慣行などへの影響も懸念される。
- 頸北斎場の廃止が前提にあり、今後の在り方についての説明や議論が充分行われていないのではないか。
- 新上越斎場の建設には異論ないが、頸北斎場について今後の在り方を示してほしい。

### 3 頸北斎場に関する今後の対応方針

- 新上越斎場建設事業と頸北斎場の今後の在り方については、別の問題として切り離して検討する。
- 頸北斎場については、適正な施設管理の下で更新時期を迎えるまでの間は、維持管理に努め運営する。

### 4 地域協議会への説明

- ・ 3月1日に頸北3区の地域協議会の正・副会長に対応方針を説明した。
- ・ 3月に開催の頸北3区の地域協議会において、同様の説明を行う。



## 新上越斎場建設事業に係る地域協議会への説明資料

### 火葬場施設（建築物）及び火葬炉設備の更新時期について

- |   |                     |      |
|---|---------------------|------|
| 1 | 火葬場施設（建築物）の更新時期について | P1   |
| 2 | 火葬炉設備の更新時期について      | P3   |
| 3 | 頸北斎場の状況について         | P4～5 |

◆ 今後の検討項目（テーマ）及び開催時期について

- 第1回（平成29年1月開催）
  - ・ 斎場施設の更新時期について
- 第2回（平成29年2月開催）
  - ・ 斎場の市民への影響について
- 第3回（平成29年4月開催）
  - ・ 斎場へのアクセスについて
- 第4回（平成29年5月開催）
  - ・ 第1回から第3回の協議結果についての「まとめ」

※ 上記の検討項目（テーマ）及び開催月は予定です。

※ 第5回目以降の検討項目（テーマ）及び開催月については、第4回開催時に報告させていただきます。

## 火葬場施設（建築物）及び火葬炉設備の更新時期について

### 1 斎場（建築物）の更新時期について

#### （1）統計資料からの更新時期

全国の火葬場の更新年数は以下のとおりである。

更新年数は30～40年が46.2%と最も多く、平均では36.8年となっている。

火葬場施設の一般的な更新年数（2000年以降に更新完了した施設）

更新までの年数	該当施設数	割合
10年未満	1	0.4%
10年以上20年未満	10	4.2%
20年以上30年未満	48	20.2%
<b>30年以上40年未満</b>	<b>110</b>	<b>46.2%</b>
40年以上50年未満	42	17.7%
50年以上60年未満	11	4.6%
60年以上70年未満	6	2.5%
70年以上80年未満	5	2.1%
80年以上	5	2.1%
計	238	100.0%
更新年数		
平均	36.8年	
最長	94年	
最短	5年	

出典：特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会 統計資料による（2011年データ）

#### （2）県内、県外の主な火葬場施設の更新時期

県内において最近建設された斎場及び県外での斎場の建設事例を調査した結果、概ね35～45年の間に施設の更新が図られている。

県内（過去5年に更新完了した施設）

管轄区域	施設名称	供用開始	旧施設竣工年	旧施設	更新年数
阿賀野市 新潟市（旧豊栄）	阿賀北広域組合葬祭場	H25.1	S51	旧阿賀北葬祭場	37
燕市、弥彦村	燕・弥彦総合事務組合斎場	H26.8	S47	旧燕・弥彦総合事務組合斎場	42
糸魚川市	糸魚川市斎場	H24.5	S44	旧糸魚川市斎場	43
佐渡市	永安館	H28.2	S48	旧三香苑	43
			S42	旧永安館	49
魚沼市	魚沼市斎場	H27.12	S44	旧魚沼市斎場	46

県外（視察や調査した施設）

管轄区域	施設名称	供用開始	旧施設竣工年	旧施設	更新年数
菊川市、掛川市	東遠地区聖苑	H25.4	S53	旧東遠地区聖苑	35
長野市	松代斎場	H27.8	S55	旧松代斎場	35
	大峰斎場	H26.10	S45	旧大峰斎場	44
深谷市	深丘園	H22.6	S46	旧深丘園	39
佐久市、小諸市 ほか	佐久平斎場	H28.3	S52	旧豊里苑	39
			S46	旧高嶺苑	45
前橋市	前橋市斎場	H23.1	S46	旧前橋市斎場	40
小松市、加賀市	小松加賀斎場	H23.6	S44	旧小松市営斎場	42
			S44	旧加賀市営斎場	42

## 〈参考〉

### 減価償却資産における耐用年数（税法上）について

- 減価償却資産における耐用年数については、あくまで税法上のものであり、実際の施設管理では施設の実態にあった見極めが必要となる。
- 火葬場の耐用年数については、税法上では明確な区分がないため、「区分がないもの」に分類され、耐用年数（鉄筋コンクリート造り）は50年となる。
- しかし、実態として火葬場は、毎日火を燃焼させるため室内気温の上下が激しいことの影響を考慮する必要がある。
- 類似の施設として「公衆浴場用」の耐用年数は31年となっているが、全国の事例と照らしても、概ね一致している。

### 減価償却資産の耐用年数表 抜粋

〈減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表〉

種別：建物、構造又は用途：鉄筋鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリート造りのもの

細 目	耐用年数 (年)
<b>事務所用又は美術館用のもの及び<u>下記以外のもの</u></b>	<b>50</b>
<b>住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</b>	<b>47</b>
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	—
飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに木造内装部分の面積が3割を超えるもの	34
その他のもの	41
旅館用又はホテル用のもの	—
延べ面積のうちに木造内装部分の面積が3割を超えるもの	31
その他のもの	39
店舗用のもの	39
<b>病院用のもの</b>	<b>39</b>
変電所、発電所、送受信所用、駐車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	38
<b>公衆浴場用のもの</b>	<b>31</b>
工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの	—
塩素、塩酸、硫酸、その他の著しい腐食性を有する液体又は期待の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24
<b>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</b>	<b>31</b>
その他のもの	—
倉庫事業用の倉庫用のもの	—
<b>冷蔵倉庫用のもの</b>	<b>21</b>
その他のもの	31
その他のもの	38



## 2 火葬炉設備の更新時期について

### (1) 統計資料からの更新時期

全国の火葬場の火葬炉改修までの更新年数は以下のとおりである。

更新年数は15～20年が32.2%と最も多い。火葬炉の平均改修年数は19.5年である。

火葬炉改修までの年数 (2003年実態調査を対象)

改修までの年数	該当施設数	割合
5年未満	7	3.9%
5年以上10年未満	6	3.4%
10年以上15年未満	31	17.5%
<b>15年以上20年未満</b>	<b>57</b>	<b>32.2%</b>
20年以上25年未満	35	19.8%
25年以上30年未満	23	13.0%
30年以上	18	10.2%
計	177	100.0%
改修年数	平均	19.5年
	最長	53年
	最短	0年

出典：特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会 統計資料による

### (2) メーカー・文献による更新時期

○メーカーからの聞き取りでは、適正に維持管理することで約30～40年程度は維持可能である。

○火葬炉設備については、参考文献では各機器・部品により耐用年数が異なるが10～25年とされる。ただし、修繕箇所や修繕範囲及び業者により種々異なる。

[参考文献：Q&A霊園・斎場 運営の実務：新日本法規]

### (3) 他市事例による更新時期

○県内では、新津斎場が施設及び火葬炉の大規模改修による更新を行っているが、更新年数は35年である。(H27.3改修完了、S55供用開始の施設)

### 〈参考〉

減価償却資産における耐用年数(税法上)について

○火葬設備の耐用年数は現在「その他生活関連サービス」となっているが、税制改正前においては16年とされている。

機械及び装置の耐用年数(新旧対応表)

平成20年度税制改正による

改正後		改正前	
設備の種類及び細目	耐用年数(年)	設備の種類及び細目	耐用年数(年)
その他の生活関連サービス	6	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップペニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備	10
		火葬設備	16
		天然色写真現像焼付設備	6
		その他の写真現像焼付設備	8

### 3 頸北斎場の状況について

#### (1) 各斎場施設及び施設運営の概要

##### 上越斎場、頸北斎場及び経塚斎場の概要

施設名	上越斎場	頸北斎場	経塚斎場		
所在地	上越市大字居多 776 番地	上越市柿崎区 柿崎 10496 番地 1	妙高市小出雲 2805 番地		
設置主体	上越市	上越市	新井頸南広域行政組合		
運営形態	直営（業務委託）	直営（業務委託）	直営（業務委託）		
建設年度 （ ）は H27 年度末時点	昭和 60 年度 （築 30 年）	平成 4 年度 （築 23 年）	昭和 58 年度 （築 32 年）		
築 30 年時点	平成 27 年度	平成 34 年度	平成 25 年度		
築 35 年時点	平成 32 年度	平成 39 年度	平成 30 年度		
構造	R C 造平屋建 （一部 2 階建）	R C 造平屋建 （一部 2 階建）	R C 造平屋建 （一部 2 階建）		
敷地面積	5,329.90 m <sup>2</sup>	5,105.04 m <sup>2</sup>	6,701.6 m <sup>2</sup>		
延床面積	1,367.21 m <sup>2</sup>	731.76 m <sup>2</sup>	937.7 m <sup>2</sup>		
建物概要	告別ホール、見送りホール、 炉前ホール、収骨室 2 室、 待合室（和室）5 室（うち忌 中 7 日室 1 室）、待合ロビー、 霊安室 1 室	告別ホール、収骨室 2 室、 待合室（和室）2 室、待合 ホール、霊安室 1 室	告別ホール、炉前ホール、 待合室（和室）4 室、待合 ロビー、待合室（葬儀式 場）、控室（和室）1 室		
駐車台数	16 台（身障者用 1 台）	20 台	30 台		
火葬炉	火葬炉 4 基（2 炉 1 系列）、 汚物炉 1 基 燃料：都市ガス	火葬炉 3 基（1 炉 1 系列）、 汚物炉（動物炉）1 基 燃料：灯油	火葬炉 4 基（1 炉 1 系列） 燃料：都市ガス		
火葬件数 （平成 26 年度） ※死体、死胎等のみ	1,923 件	328 件 ※ 動物火葬数 403 件	689 件 うち上越市利用分 181 件 （うち中郷、板倉区 156 件）		
予約可能最大件数	11 件/日 （3 炉 3 回転、1 炉 2 回転）	4 件/日 （1 炉 2 回転、2 炉 1 回転）	8 件/日 （4 炉 2 回転）		
年間受入可能件数 A	3,960 件	1,440 件	2,880 件		
平成 27 年度	火葬件数 B ※死体、死胎等のみ	1,990 件	377 件 ※ 動物火葬数 422 件	672 件 うち上越市利用分 200 件 （うち中郷、板倉区 171 件）	
	稼働率 B/A%	50.3%	26.2%	23.3%	
	斎場管理運営費 C	斎場管理運営費	58,839 千円	31,288 千円	— 千円
		うち修繕費	10,737 千円	6,904 千円	— 千円
		その他の運営費	48,102 千円	24,384 千円	— 千円
	斎場使用料収入 D	20,531 千円	5,798 千円	— 千円	
	市負担額 E=C-D	38,308 千円	25,490 千円	7,989 千円 （新井頸南広域行政組合負担金）	
	1 件当たり市負担額 E/B	19,250 円	67,613 円	46,719 円 （中郷、板倉区件数で算出）	

## (2) 頸北斎場の維持管理費

施設の維持管理は、光熱水費、電気工作物保守管理委託、火葬等業務委託等の費用が発生する。修繕費を含み歳出額の計は毎年約 30,000 千円の費用が必要となっている。

頸北斎場維持管理費（過去 5 年実績）

単位：千円

区分		H23	H24	H25	H26	H27	平均
歳出額	光熱水費	3,845	4,468	4,709	4,986	4,293	4,460.2
	委託料等	21,359	20,986	18,872	20,088	20,091	20,279.2
	修繕費等	5,207	5,854	6,491	5,265	6,904	5,944.2
	<b>歳出計</b>	<b>30,411</b>	<b>31,308</b>	<b>30,072</b>	<b>30,339</b>	<b>31,288</b>	<b>30,683.6</b>
歳入額	使用料収入	4,829	5,158	5,110	5,172	5,798	5,213.4
	歳入計	4,829	5,158	5,110	5,172	5,798	5,213.4
差引（歳出計-歳入計） A		25,582	26,150	24,962	25,167	25,490	25,470.2
火葬件数※死体、死胎のみ B		335	355	343	328	377	347.6
1 件当たり市負担額（円） A/B		76,364	73,662	72,776	76,729	67,613	73,274.4

## (3) 頸北斎場の修繕費

○年 2 回の火葬炉保守点検（機械器具等の清掃含む）結果から必要な火葬炉の修繕を行っている。

○100 万円以上の修繕工事としては、身障者用トイレ新築工事（H16：2,100 千円）と中越沖地震による被災による修繕（H19：9,450 千円）を行った。

○火葬炉の修繕費用は年々増加する傾向にあるが、使用年数から各機器、部品の更新が必要な時期に来ており、一定の年数が経過した時点で大きな改修が予想される。

頸北斎場における修繕実績内訳

単位：千円

年度	H23	H24	H25	H26	H27	平均
経過年数	築 19 年	築 20 年	築 21 年	築 22 年	築 23 年	-
火葬炉等修繕	4,702	4,961	5,131	5,082	6,226	5,220.4
建物等修繕	505	893	1,360	183	678	723.8
合計	5,207	5,854	6,491	5,265	6,904	5,944.2



新上越斎場建設事業に係る地域協議会への説明資料

(第 2 回)

斎場の市民への影響について

- |                   |      |
|-------------------|------|
| 1 頸北斎場の建設の概要      | P1～2 |
| 2 市内における葬送習慣等について | P3～4 |



## 斎場の市民への影響について

### 1 頸北斎場の建設の概要

#### (1) 建設の経緯

○ 旧柿崎町の火葬場は昭和 38 年、旧大潟町の火葬場は昭和 39 年に建設され、旧吉川町はこの両町に委託し、火葬業務を行ってきた。

○ その後、両施設の老朽化が進み、大規模な修繕や新設が必要となったが、それぞれの町では財政的に対応が難しいため、昭和 60 年頃から広域的な火葬業務の対応ができないか検討を進めてきた。

・ 昭和 60 年～ 旧柿崎町、大潟町、吉川町の 3 町で施設建設に向けて検討を始める。

・ 平成 2 年～ 建設予定地について、地元との調整を進める。

・ 平成 3 年 2 月 用地売買契約

4 月 「頸北斎場施設組合」発足以降、各種手続き・契約締結  
(一部事務組合：構成…旧柿崎町、旧大潟町、旧吉川町)

6 月 建設に着手

・ 平成 4 年 8 月 竣工・供用開始

〈参考〉平成 16 年 7 月 柿崎霊園供用開始 73 区画 (4 m<sup>2</sup> : 33 区画、6 m<sup>2</sup> : 40 区画)  
付帯施設：トイレ 1 棟、給水施設 1 か所、外灯 2 基  
敷地面積：6,791 m<sup>2</sup>

#### (2) 施設の概要

施設の名称	頸北斎場
所在地	新潟県上越市柿崎区柿崎 10496 番地 1
構造	RC 造平屋建 (一部 2 階建)
建物面積	731.76 m <sup>2</sup> (建設当時は 727.96 m <sup>2</sup> 、平成 16 年度に身障トイレ増築)
主な施設機能	告別ホール、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合ホール、待合室 (和室) 2 室、事務室
火葬炉	3 基 (1 炉 1 系列)、汚物炉 (動物炉) 1 基 動物炉は、供用開始当初から設置

## (3) 工事費等の概要

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳	
		一般財源	地方債※
調査・設計	19,158	/	/
管理道路工事	29,500		
建物工事	283,250		
炉設置工事	92,494		
用地費	17,656		
事務費等	2,042		
小 計	444,100		
そ の 他 工 事 費	9,067	9,067	-
備 品 購 入 費	2,369	2,369	-
<b>合 計</b>	<b>455,536</b>	<b>145,536</b>	<b>310,000</b>

※地方債は厚生年金、国民年金積立金還元融資



## 2 市内における葬送習慣等について

### (1) 葬儀等の流れ

- 地域の葬儀習慣や宗派の違い、考え方により様々な葬儀形態があるため、一般的な葬送習慣というものはない。

地元の方への聞き取りなどから市内における葬儀の流れや実施される場所について、一例として次のとおりまとめた。

- ・ 通夜や葬儀の実施場所については、自宅、町内会館、寺院、セレモニーホール等、様々な場所が利用されている。
- ・ お斎についても、自宅や割烹、公共施設、セレモニーホール等、様々な場所が利用されている。
- ・ 寺参りは、初七日法要、お斎後に行われる場合もあれば、火葬中や初七日法要の前に寺参りを行うところなど様々である。

上越市内における葬儀等が実施される主な場所と流れの一例

流れ	通夜	葬儀	火葬	初七日法要	お斎	寺参り
葬儀等の実施場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅</li> <li>・ 町内会館</li> <li>・ 寺院</li> <li>・ セレモニーホール ※1 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅</li> <li>・ 町内会館</li> <li>・ 寺院</li> <li>・ セレモニーホール 等</li> </ul>	斎場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅</li> <li>・ 寺院</li> <li>・ セレモニーホール 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅</li> <li>・ 割烹</li> <li>・ 公共施設</li> <li>・ セレモニーホール 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火葬中</li> <li>・ 火葬後</li> <li>・ お斎後</li> </ul>

※1 セレモニーホールとは民間葬儀事業者が所有する葬儀式場。

### (2) 葬儀におけるセレモニーホール、自宅等の割合について

(平成 26 年度葬儀事業所への聞き取り)

セレモニーホール等の利用件数

区 分		上越斎場	頸北斎場	経塚斎場	合計
セレモニーホール	件数	1,699	244	507	2,450
	割合	89.6%	69.7%	93.2%	87.8%
自 宅	件数	167	59	28	254
	割合	8.8%	16.9%	5.1%	9.1%
教会・寺院 町内会館	件数	30	47	9	86
	割合	1.6%	13.4%	1.7%	3.1%
合 計		1,896	350	544	2,790

※経塚斎場については、妙高市民の利用件数も含まれている

### (3) お斎の利用場所について

葬祭事業所（セレモニーホール所有の事業所）へ聞き取りを行ったところ、概ねの割合であるが、セレモニーホールの使用が約8割、割烹等は約2割との回答があった。

葬儀はセレモニーホールを利用し、お斎は地元割烹等を利用するというものや、家族葬の傾向が増えてきている中で、お斎をしないという回答もあった。

### (4) 葬祭業者からの新斎場への主な意見（平成26年3月25日意見交換会開催）

市内の葬祭業者9社（うち1社欠席）と斎場に関する意見交換会を開催し、意見をいただいた。

#### ◆ 施設への主な意見（ハード面）

- ① 火葬時間を短縮してほしい。
- ② 遠方より親族が来ている場合は帰宅時間の都合もあり遅い時間には火葬ができない。
- ③ 利用者の移動時間は一時間圏内までが限界である。
- ④ 11時半ごろの火葬希望が集中するため、窯を多くしてもらいたい。
- ⑤ 190センチ以上の長い棺が入るようにすべきである。
- ⑥ 控室も重要だが、共有のスペースも人が座れるようにするなど配慮してほしい。
- ⑦ 斎場内に売店喫茶店を用意してほしい。

#### ◆ 施設運営への主な意見（ソフト面）

- ① 葬祭業者である自分たちが火葬場での食事の準備や接待をしている。斎場職員が行うことはできないか。
- ② 経費がかかるのであれば斎場使用料金を値上げするのはどうか。
- ③ 直葬等も増えてくると思われるので対応等ができるようにしてほしい。
- ④ 春夏秋は遠方から来る人も対応できるかもしれないが、冬は雪が降り、時間の遅れが読めないなので時間に配慮してほしい。
- ⑤ 経塚斎場は、時間に余裕を持って予約してくれるので、上越斎場においても対応の改善をしてほしい。

〈参考〉

◆ 上越斎場、頸北斎場及び経塚斎場における地区別の利用状況（平成26年度）

単位：件

地区	上越斎場		頸北斎場		経塚斎場		計	斎場別の利用率		
	火葬 件数	地区別 利用割合	火葬 件数	地区別 利用割合	火葬 件数	地区別 利用割合		上越 斎場	頸北 斎場	経塚 斎場
合併前上越	1,456	72.6%	12	3.7%	-	-	1,468	99%	1%	-
安塚区	56	2.8%	2	0.6%	-	-	58	97%	3%	-
浦川原区	51	2.5%	-	-	-	-	51	100%	-	-
大島区	42	2.1%	1	0.3%	-	-	43	98%	2%	-
牧区	44	2.2%	1	0.3%	-	-	45	98%	2%	-
柿崎区	10	0.5%	132	40.2%	-	-	142	7%	93%	-
大潟区	36	1.8%	94	28.7%	-	-	130	28%	72%	-
頸城区	66	3.3%	20	6.1%	-	-	86	77%	23%	-
吉川区	9	0.4%	56	17.1%	-	-	65	14%	86%	-
中郷区	1	0.1%	-	-	72	46.2%	73	1%	-	99%
板倉区	10	0.5%	1	0.3%	84	53.8%	95	11%	1%	88%
清里区	34	1.7%	-	-	-	-	34	100%	-	-
三和区	78	3.9%	3	0.9%	-	-	81	96%	4%	-
名立区	48	2.4%	-	-	-	-	48	100%	-	-
管外	65	3.2%	6	1.8%	-	-	71	92%	8%	-
合計	2,006	100%	328	100%	156	100%	2,490	81%	13%	6%

※ 火葬件数…死体、死胎、産汚物の火葬件数。 経塚斎場は、中郷区、板倉区利用分のみ。

※ 網掛けは、主な利用地区、利用斎場

◆ 頸北斎場（火葬）の使用時間について

火葬の流れ			
所用時間 ※	(10分)	(90分)	(20分)
場所	告別ホール	待合室	収骨室

※ 告別（お別れ）や火葬の時間は、告別ホールでの読経やご遺体の状況、会葬者数により所要時間が変わる。

※ 葬祭業者や葬儀の方法にもよるが、火葬の待合時間に待合室で葬祭業者から軽食程度の料理が持ち込まれる。